

日本歯科専門医機構「歯周病専門医」認証に伴う新規・更新申請について（2021.12.22現在）

ニュースレター2021年1号にて既にご案内しました通り、日本歯周病学会の歯周病専門医制度は、令和2（2020）年11月2日付で日本歯科専門医機構（以下、機構とする）の専門医制度として認証されました。従来の専門医制度と変更となる点、お願い等について前号でお知らせしましたところですが、本年8.20現在の情報より状況が変更（赤字が変更箇所です）になっておりますので、改めて会員各位にご案内します。

1) 歯周病専門医認証書発行について

先日、機構より認証書案が提示されましたところですが、**令和3(2021)年10月1日発出「歯科専門医広告標榜に関する厚労省告示一部改正について」を受け、機構から発出される認証書は機構単独名義で発行する旨、通知がございました。今後、機構よりこの認証書が発行・送付される予定です。**なお、今後も従来通り日本歯周病学会より「歯周病専門医認定証」を発行いたします。「歯周病専門医記念の楯」もご希望であれば引き続き発行いたします。

認証方法については、厚生労働省の指導により、歯周病専門医を一括して認証するのではなく、令和元（2019）年度以降、年度ごとに新規・更新合格者を対象に順次行う形となります。

2) 機構の認証に関わる受益者負担（経費負担）について

機構の認証を受けるに際し、その審査料として、概ね10,000円／申請者が請求されています。この金額は変更される可能性があるものの、今後新規および更新の申請をする際には従来の経費に加え、機構による審査料が付加されることとなります。移行措置として、令和元（2019）-5（2023）年度分については、その追加経費を学会で負担します。

3) 歯周病専門医制度の申請・更新要件の見直しについて

機構の指導を受けて、本年5月20日付で申請・更新要件の変更を行いました。

A) 新規・更新時において、過去5年間の機構「共通研修」2単位/年受講を義務化

※上記事由により、認定医取得以降、毎年「共通研修」2単位受講を推奨します。

※前年度に前倒し更新の手続きをする際にも、5年目の共通研修受講は必須となります。

歯周病専門医更新申請書を提出する時点で5年目の「共通研修」の受講が叶わない場合、生涯研修記録簿へ「共通研修〇単位受講予定」と記載してください。

B) 令和4（2022）年度以降の新規申請者より業績単位10単位を義務化

C) 教育機関常勤の専門医について：下記単位を算定対象外とする変更を実施

・大学や歯科衛生士学校などの教育機関における歯周病に関する講義（5単位）

・大学や歯科衛生士学校などの教育機関における歯周病に関する基礎実習（5単位）

※非常勤は従来通り算定可能です。

4) 日本歯科専門医機構「共通研修」について

上記3)のA)に記載した通り、機構からの発出に基づき、令和2（2020）年度以降は、新規・更新の手続きに際し、機構が認定した『共通研修1単位 × 2（講演）/年度』の受講が必須となりました。

A) 機構は毎年2単位ずつの受講を求めています。

B) 本学会では会員負担を考慮し、第63回秋季学術大会以降、機構「共通研修」要件に合致する演題を共通研修として認定申請を行っております（詳細は学会ホームページ内「承認済の日本歯周病学会開催分「歯科専門医共通研修」一覧」をご参照ください）。これら「共通研修」に関しては、学術大会に参加登録手続きをすることにより、（もし現地での参加が出来ない場合でも）Webでの視聴が可能になるよう配慮します。

C) 令和4（2022）年度以降について

・春季学術大会の倫理委員会企画講演を医療安全委員会が担当する医療安全に関する企画講演に変更し、共通研修（必須項目）も取得できるような体制を構築します。秋季学術大会の倫理委員会企画講演は変更ございません。

・「共通研修」の取り扱いについては、広告可能な専門医制度を有する他学会とも連携を検討しております

- ・認定医申請時の「共通研修」の取り扱いについては検討中です。既に専門医新規申請予定のある会員におきましては「共通研修」年2単位の受講を推奨します。

5) その他

機構より、歯周病専門医申請・更新時に勤務実態・診療実績の提示を求められております。その対応に関しては申請・更新者の負担にならない方法を本学会内部で検討中です。

流動的な状況もございますので、今後、取り扱い等の変更が発生する可能性があることを予めご了承ください。これからも、会員各位に対しましてはタイムリーに情報を発信させていただきます。